

第百九十八号議案

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例  
東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程（昭和五十九年東京都条例第六十号）の  
一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次に掲げる」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな  
るまでの」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の一」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第一工区市街地再開発審査会等の委員の欠格事由に係る規定を改める必要が  
ある。

第百九十八号議案

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規  
程の一部を改正する条例